

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

監査公表

静岡市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長等から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和3年10月12日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	大 村 一 雄
同	佐 藤 成 子

記

令和2年度定期監査

1 支出事務の遅延について〔ICT推進課（令和3年度 デジタル化推進課）〕

【指摘事項】

令和2年3月3日に締結した静岡市マイキーID設定端末賃貸契約について、契約書に記載された支払（令和2年4月分から同年9月分までの各月分（1月当たり895,000円、合計5,370,000円）、支払期日はそれぞれの月の翌月末まで）が監査実施日時点（令和2年11月17日時点）において滞っていた。

この点について監査したところ、当該貸借業務は、市会計規則第47条の2第1項に基づき市長により定期支払の対象として指定されており、受託者も同条第2項の規定に基づいて、定期支払申込書を提出していたが、所管課が同条第3項の規定に基づく手続を怠っていたことによるものであった（相手方から令和2年8月及び同年11月に2度にわたり催促があったにもかかわらず支払がなされていなかった。）。

契約の相手方に対しこのような不誠実な対応を続けてゆくことによって、契約の対等

性が失われ、結果として、信頼関係が損なわれてしまうおそれがあった。

【措置の状況】

本事業は、令和2年度4月から事業を開始するため、令和2年3月（前年度）に前担当者により契約手続が行われ、その後の人事異動により現担当者へ引継ぎされたものです。

今回の指摘の原因は、引継ぎ時における不備や認識不足により、現担当者が処理を滞らせたことによるものですが、根幹的には組織としてのチェック体制の不備によるものと考えられます。

対応としては、直ちに相手方へ謝罪するとともに支出事務を進め遅延分の支払いを行いました。

再発防止策として、担当者任せにすることがないように、各係長が各事業の契約を一覧にして契約手続や財務手続を漏れなく可視化できるようにした執行管理表を作成することとしました。さらに、既存の課内情報共有組織として、係長以上で構成した進行管理会議を毎月開催していますが、この進行管理会議までに各係長が確認し、かつ、個別の支出負担あるいは毎月の支出命令時には、必ず担当係長がチェックの上電子決裁を回議するよう取組を実施することとしました。これらの取組により、引継時における不備や認識不足があったとしても対応できる体制としました。また、職員の事務手続に対する共通認識を徹底するため、課員全員参加の説明会を開催し、改めて財務手続について周知徹底を図りました。

2 委託契約における事前承認を受けていない業務の再委託について〔公営競技事務所〕

【指摘事項】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に下請負や再委託をすることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、本市の書面による承認、再受託者との契約書の写しの提出などを契約書に明記してその手続を確実に行うこととされている。

第74回日本選手権競輪開催業務は、「静岡競輪開催業務等一括委託業務に関する基本契約書」に基づき委託契約を締結しているが、基本契約書においてあらかじめ再委託が承認されている業務が多数ある中で、再委託が承認されていない仮設記者席設置業務、交通広告業務、ラッピングタクシー広告業務、ファンパーティー開催業務の4件の業務

について、本来なら本市の書面による承認等の手続が必要なところ、その手続を経ることなく再委託されていた。

【措置の状況】

指摘後、再委託の承認をしていない4業務について、受託者から再委託承認申請書を受領し、再委託を承認しました。また、受託者及び所内全職員に対して、再委託は原則禁止であること、例外として、事前に承認を得た場合のみ再委託ができること及びその場合には所定の手続が必要であることを改めて周知しました。

今回指摘された第74回日本選手権競輪開催業務について、再委託が必要な業務があることは把握していたものの、業務内容の確認不足により、一括委託の年次基本契約で既に承認している再委託業務と同一であると思ひ込み、再委託の手続は不要であると判断してしまいました。

今後は、基本契約書において再委託が承認されているかいないかに関わらず、再委託される業務については全て手続するよう徹底します。また、当該業務における業務概要書に再委託における注意点を記載することで、後年度に引き継いでいきます。

3 歳入調定伺いの起票漏れについて〔葵区役所 健康支援課〕

【指摘事項】

行政財産の目的外使用に係る使用料については、市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第4条の規定により使用前にその使用料を納付しなければならないとされており、処務事務マニュアルでは、許可期間が複数年にわたる等の一定の要件を満たすものに関しては毎年度、当該年度分を5月31日までに納付しなければならないこととされている。

しかしながら、藁科保健福祉センター敷地内の土地に係る行政財産の目的外使用に関しては、許可期間が複数年にわたるものであるため、令和2年5月31日までに納付する必要があるところ、同年9月18日付けで歳入調定伺い及び納入通知書送付の事務手続が行われていた。

このような事案は、過去の定期監査においても指摘されており、監査結果及び事後検証結果の各部局への水平展開がなされていなかったことを示すものである。

【措置の状況】

今回、指摘を受けた原因は、担当者を含め、法令等についての認識不足によるところが大きいものと考えます。また、管理、監督する者についても担当者に任せきりにせず、

法令について十分理解した上でチェック機能を十分に果たす必要があるため、今回の指摘を受けて関係する者が法令の再確認をしました。

さらにリスクチェックシートと業務概要書に「毎年4月中に許可書と納入通知書を発行し納付の確認をする」旨の追記をし、担当者が替わっても業務が滞りなく行われるよう改善をしました。

これにより、今年度の納入通知書2件は、4月13日に発送し、5月11日には納付の確認ができました。

4 委託契約事務の不備について〔福祉総務課〕

【指摘事項】

「データ標準レイアウト改版に伴う保健福祉総合システム改修業務」の契約手続について監査を行ったところ、次の2件の不備が明らかとなった。

- 1) 本来の積算額は約270万円であったが、事業決裁では計算に誤りがあり、積算額は約160万円として回議され、そのまま決裁がなされていた。所属長が予定価格を決定する際には、担当者が積算額約270万円の積算書を所属長に提示し予定価格を設定していたため、契約そのものは適正であったが、この事実が課内で共有されることなく、事業決裁の誤りも修正されずに放置されていたことにより、予定価格の根拠を事業決裁から把握することができない状態となっていた。
- 2) 公正を期すべき契約手続においては、見積結果表の見積執行日時は正確に記載すべきものであるが、本件契約においては令和2年3月23日に見積執行を行ったにもかかわらず、見積結果表には見積執行日時が同年3月26日と記載されていた。さらに、その後の支出負担行為何書の回議の過程で日付の誤りがあることに誰も気付かず、修正されていなかった。

この2件については、積算金額の計算誤り及び見積執行日の記載誤りという初歩的な誤りが事業決裁等の回議において見過ごされており、組織における最も基本的な内部統制機能である書類の確認体制が機能していなかった。

【措置の状況】

1) 委託業務における積算金額の誤りについて

本件は、積算担当者が事業決裁を起案する過程において、積算書の個別小計と総額の不一致に気付かないまま決裁に供し、また、決裁過程の各担当者もその誤りに気が付かなかったことが原因であります。

このため同様の事象が発生しないよう、当該指摘について課内周知するとともに、積算資料は事前に印刷の上、複数人で検算することとし、最終的に係長が確認し押印された積算資料を、決裁に添付することとして、書類の確認についてその実効性を担保する体制としました。

2) 見積執行日の記載誤りについて

本件は、見積結果表を作成する過程において、以下の状況により発生したものです。

- ・見積書提出期限は令和2年3月26日であったが、相手方は3月23日に見積書を提出した。
- ・そのため、3月23日に予定価格を決定し、同日見積執行を行った。その際、事前に用意していた見積結果表を使用したが、執行日時が3月26日と記載されていたものを、3月23日に修正することなく使用してしまった。

今回の事務の誤りについては、当該指摘について課内周知するとともに、同様の事象が発生しないよう、予定価格の決定時や見積執行時に、予定価格決定日、見積執行日について担当者がチェックリストを作成し、所属長に提示することで、同様の誤りを防ぐ体制としました。

5 委託契約における事前承認を受けていない業務の再委託について〔保健衛生医療課〕

【指摘事項】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に下請負や再委託をすることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、本市の書面による承認、再受託者との契約書の写しの提出などを契約書に明記してその手続を確実に行うこととされている。

しかし、上落合配水池外9施設濁度計等保守点検業務委託契約について受託業者が提出した点検報告書等を確認したところ、書面による本市の承認手続等を経ることなく業務の一部である井川西山平配水池の残留塩素計のオーバーホールにおける部品交換及び正常動作確認が再委託されていた。

このように、市の事前承認を得ることなく再委託されたことにより、例えば契約の履行を一括して再委託する場合、再委託先に業務を履行する能力がない場合、入札又は見積執行において競争相手だったものに再委託する場合などのように、契約の公正さや公

平性に関わる不適切な事案が発生するおそれがあった。

【措置の状況】

今回指摘の原因は、職員は再委託が原則禁止であること及び例外として再委託を認める場合の要件について理解していたものの、製造機器メーカーによる部品交換作業等が再委託に当たることを認識していなかったことによるものです。このことは受託者においても同じ認識であったため、双方再委託はないという認識でした。また、検収時における確認も不十分であったことによるものです。

今回の指摘を受け、監査結果を課内で情報共有をするとともに、委託業務契約書に基づく適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底を図りました。また、契約事務マニュアルを活用し、再委託等の禁止や例外として再委託を認める条件などについて研修を実施しました。今後は業務引継書に今回の指摘事項を記載し、年度当初に研修を改めて実施していきます。

併せて、業者に再委託の取扱い及び注意点を契約前に丁寧に説明することで再発防止に努めます。

6 予定価格の決定時期の誤りについて〔青少年育成課〕

【指摘事項】

予定価格は、契約の公正性の確保のために欠かせないものであり、その秘密保持には万全を期する必要がある。そのため、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルでは、各主管課長又は担当課長が見積執行直前（前日又は当日）にこれを決定し、予定価格封筒に入れて封印し、保管することとされている。

しかし、ひきこもり地域支援センター事業運営業務の委託契約において、当該マニュアルにいう「前日」を土・日を含まないものと誤解し、予定価格の決定を見積執行日（月曜日）の3日前（前週の金曜日）に行っていた。

このようにして予定価格の決定から見積執行までの期間が3日間となったことにより、第三者に予定価格が漏えいし公正な競争が阻害されるリスクが増大していた。

【措置の状況】

予定価格の決定が、見積執行日の3日前になっていた原因は、契約に係る前年度中の事務の流れ・手順について、担当職員の認識不足及び担当以外の職員による確認不足が原因であったと考えます。このため、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」を改めて課内の職員で確認、熟知把握し、業務手順や事務上のルールについてスキルを

磨くとともに、特に契約事務については、同マニュアルに記載の事務処理方法の確認表を用いて、チェック機能の強化を図りました。また、担当者以外に副担当の職員を置き、本来の回議（確認）に加えた相互チェック体制を整えました。

このほか、予定価格漏洩のリスクの発生を確実に回避するため、予定価格の決定を原則、見積執行日の当日に行うこととし、課内職員に改めてルールを周知する等、再発防止対策を講じました。

7 郵便切手等受払簿の未作成について〔葵南道路整備課〕

【指摘事項】

郵便切手等の金券類は、公金と同様に適正な管理が求められ、市公文書管理規定第5条及び第26条により、切手、はがき等については、厳重に保管し、郵便切手等受払簿にてその受払の状況を明らかにしておかなければならないとされている。しかし、所管課においては、所有する郵便切手（2円切手7枚）について、本年度に使用実績がなかったことから受払簿が作成されていなかった。

金券類は容易に換金することが可能なため受払簿により受払の実態及び残数を常に明らかにする必要があるが、郵便切手の受払簿が作成されていなかったことから、不正使用があったとしてもこれを把握できない状態となっていた。

【措置の状況】

郵便切手等受払簿が未作成であった原因は、郵便切手等受払簿について「月末ごとに集計し、所属長の確認（押印）を得ること。」という作成ルールを認識していませんでした。

指摘を踏まえ、今後、受払簿を作成するとともに郵便切手を管理する際は、タクシー券と合わせて月締めを行い、所属長の確認を得ることについて周知徹底を図りました。また、郵便切手の受入れはその時点で必要な分にとどめ、課で保管しない方針としました。

なお、再発防止策として、リスクチェックシート（NO.30）に郵便切手等受払簿の作成について記載し、適切に管理します。

8 再委託に伴う手続の未実施について〔駿河道路整備課〕

【指摘事項】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履

行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に下請負や再委託をすることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、本市の書面による承認、再受託者との契約書の写しの提出などを契約書に明記してその手続を確実に行うこととされている。

しかし、(一) 静岡焼津線大崩総点検業務において、所管課は交通誘導員の配備や廃棄物処分を受託者以外の者が行うことを承知し、受託者から建設廃棄物処理委託契約書の写しを受理し、課内供覧を行ってはいたものの、書面による承認手続等を行っていなかった。

本件については、所管課は再委託について契約書の写しを受理し、契約内容や再委託の相手方を確認していたが、書面による承認手続等を怠ったことにより、再委託の承認について組織としての意思決定がなされていなかったことになる。

【措置の状況】

再委託の承認について組織としての意思決定がなされていなかった原因は、受託者からの再委託の申出に対し、静岡市土木工事共通仕様書における事務手続を準用し、書面での確認まで実施すればよいと誤認していたことによるものです。この結果、財政局財政部契約課企画係作成の委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルにおいて定められた様式に従った承認手続を履行していなかったものです。

このため、再発防止として、「再委託承認申請書」及び「再委託承認書」の書面による承認手続を行い組織としての意思決定を確実にを行うよう、以下の取組を実施しました。

- ・ 今回の指摘事項を再度課内で供覧し、5月14日に周知徹底を図りました。
- ・ 今回の指摘事項を道路部の維持担当者係長会議にて事例報告し、5月18日に周知徹底を図りました。
- ・ 業務概要書に委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルに基づいた手続が必要となることを明記し、今回指摘事項を事例として、担当者が受注者から着手届を受理する際に、再委託がある場合には、承認手続として書類の提出が必要となることを説明することとしました。また、係長においては、着手届の決裁において、再委託の有無を担当者へ確認することでダブルチェックを行います。

9 積算金額の算出誤りについて〔財産管理課〕

【指摘事項】

市契約規則第10条第2項の規定により予定価格は適正に定めることとなっているこ

とから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかし、消防用設備等保守点検委託業務における直接人件費の積算において、次のような誤りがあり、結果として正確な積算がされていなかった。

- 1) 駿河消防署誘導灯保守点検の積算において、誘導標識分を加算すべきところを加算していなかった。
- 2) 積算において小数点以下第2位を切り捨てるべきところを、小数点以下第3位を切り捨てていた。

本件においては積算金額が不正確であったため、それを参考に決定される予定価格が当該業務の内容に対して不当に高額となり、契約の適正性が担保されないおそれがあった。また、積算が不正確であることを担当者が認識しておらず、係長、課長等による回議の際の確認においても誤りが見過ごされており、積算金額に誤りがないことを組織的に確認する体制が整備されていなかったことも明らかとなった。

【措置の状況】

積算金額を算出する際の人工計算において、加算抜け及び小数点以下第2位を切り捨てるべきところを小数点以下第3位で切り捨てていたのは、ともにルールは知っていたものの、担当者の確認・認識不足と課内の確認体制が不十分であったことが原因です。具体的には、加算抜けについては、自動計算に頼っていたため、積算に反映されていないことを見落としていたこと、また、小数点以下第2位の切り捨てについては、積算作業の中で、このルールの解釈を小数点以下第2位まで表記するものと取り違えていたことによるものです。そのため、再発防止策として人工計算において加算抜けがあった積算表の計算式を修正するとともに、人工計算で小数点以下第2位を切り捨てるよう注意喚起のため、積算表内に注意事項を表記しました。また、財産管理課独自のチェックシートを作成することにより、担当者だけでなく課員も算出根拠を確認できるよう体制の強化を図りました。

10 事前承認を受けていない業務の下請について〔水道施設課〕

【指摘事項】

本市が行う契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に下請負や再委託をすることは原則として認められていない。例外として下請が認められる場合には、本市の書面による承認、下請との契約書の写しの提出などを契約書に明記してその手続を確実にすることとさ

れている。

しかし、清水谷津浄水場3号送水ポンプ修繕契約について、相手方が提出した作業員名簿を確認したところ、書面による本市の承認手続等を経ることなく修繕業務の一部である羽根車組込やライナーリング隙間測定などの業務が下請されていた。

このように、市の事前承認を得ることなく下請されたことにより、例えば契約の履行を一括して下請する場合や下請先に業務を履行する能力がない場合、入札又は見積執行において競争相手だったものに下請する場合などのように契約の公正性に関わる不適正な下請が行われるおそれがあった。

【措置の状況】

今回の指摘の原因は、下請が原則禁止であることを認識していたにもかかわらず、当該修繕では設計者、契約事務担当者共に下請があるという想定をしておらず、かつ、緊急性を要していた修繕であったこともあり、事務手続の確認が不十分となってしまう、事前承認を受けていない業務が下請に出されていた事実に気が付かなかったことによるものです。

今回の指摘を受け、契約時には下請の取扱いについて業者に説明するとともに、修繕作業前に業者から提出される作業員名簿の確認漏れが無くなるよう、契約業者以外の作業員の有無を把握するためのチェックリストを作成し、契約書に基づいた適正な事務処理を行うよう職員研修を実施しました。

また、今後も年度が替わることで下請に対する認識が損なわれることがないように、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」を活用し、下請の禁止や例外として下請を認める条件などについての研修を実施することで、再発防止に努めていきます。

11 普通財産貸付料の算定誤りについて〔下水道総務課〕

【指摘事項】

市普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準によると、土地の貸付料の年額は「近傍類似の土地の前年度固定資産評価額に比準して算出した単位面積当たりの価格（円未満切り捨て）×100分の5×貸付面積」と定められており、ただし書として「消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、100分の5を乗じた額に100分の110を乗じた額（円未満切り捨て）に貸付面積を乗じる（円未満切り捨て）」とされている。また、貸付期間が1年に満たない場合は「年間貸付料（円未満切り捨て）×貸付期間（日数）/365」で算定することとされている。

今回確認を行った下水道総務課所管の土地貸付料の算定は消費税の課税対象として
いることから、単位面積当たりの価格（円未満切り捨て）に100分の5を乗じ、その額
に100分の110を乗じた額（円未満切り捨て）にさらに貸付面積を乗じた額（円未満切り
捨て）を年間貸付料として算定した後、その年間貸付料に貸付日数を乗じ、365で除し
た額（円未満切り捨て）を貸付料とすべきところ、単位面積当たりの価格（円未満切り
捨て）に100分の5を乗じ、その額に貸付面積を乗じた額（円未満切り捨て）に100分の
110を乗じた額（円未満切り捨て）を年間貸付料として算定した後、その年間貸付料に
貸付日数を乗じ365で除した額（円未満切り捨て）を貸付料として算定していたため、
基準に記載された方法に比べて59円過大に請求していた。

この算定誤りは、所管課の担当者が消費税の課税対象となる場合の土地貸付料の算定
方法を誤解していただけでなく、所属長以下の関係職員もその誤りに気付かなかったこ
とにより発生したが、このことは、請求金額の根拠を組織的に確認する体制が整備され
ていなかったことを示すものであり、誤りが発生するリスクが高い状態となっていた。

【措置の状況】

普通財産貸付料が算定基準どおりに算定されなかった原因は、消費税の課税対象とな
る場合の計算方法について、静岡市普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準のただし
書き（消費税法の規定における課税・非課税の判断やどの段階で円未満の切り捨てをす
るか）を見落としていたことであるため、今後は、同様の誤りが生じないように、今回の
指摘について課内全職員に周知徹底するとともに、当該事務の主務者だけでなく副主務
者も必ず算定方法の確認をするなど、複数人での確認を徹底することとしました。また、
事務引継時に作成する業務概要書にこの計算方法の注意点について記載することで、後
年度に引き継がれるようにしました。

課内への周知については、令和3年4月19日に行いました。

なお、過大に請求していた相手方には、令和3年1月29日に還付処理を実施しました。

12 委託事業決裁の不備について〔教職員課〕

【指摘事項】

市公文書管理規程第14条第3項の規定によれば、起案文書は、関係書類の添付等によ
りその根拠、理由、経過等を明らかにしなければならないこととされており、電子決裁
導入（平成30年4月）後の手続としては、事業決裁を文書管理システムで起案する際に
電子ファイルを添付することとされている。

ところが、第1次選考試験受験者情報データエントリー業務委託契約に係る事業決裁を点検したところ、文書管理システムにおいて起票された事業決裁の契約書案及び仕様書案などの内容が前年度の内容になっており、結果として、内容が欠落したまま事業が実施され、その後の手続(契約締結、支出負担行為伺い及び支出命令)がなされていた。

事業決裁の添付資料が誤っていたにもかかわらず、係長、課長等が電子決裁上それらを一切確認していない又は杜撰な確認をしていたため誤りが見過ごされており、組織における最も基本的な内部統制機能である書類の確認体制が機能していなかった。

【措置の状況】

事業決裁の添付資料が誤っていたにもかかわらず、電子決裁上見過ごされた原因は、文書管理システムにおいて、前年度分を流用して作成した起案文書の添付ファイルを現年度分に更新しなかったことであり、これは、本来電子のみで回議すべき文書であったにもかかわらず、並行して紙による回議を行い、紙回議の添付ファイルが現年度分であったことから、電子回議の添付ファイルも現年度分であると思込み、電子回議の添付ファイルを確認しなかったことによるものです。

今回の指摘を受け、電子回議の添付ファイルを現年度分に差替え、指摘事項を課内全体に周知するとともに、今後の再発防止策として、文書管理システムの操作マニュアルに沿って、添付文書が全て電子のときは電子回議とするよう周知し、徹底することとしました。また、電子とともに紙による回議を行う場合は、リスクチェックシートにも承認時の添付ファイルを確認することを記載し引き継いでいくこととしました。

13 補助金交付における規定に基づかない書面の添付について〔学校教育課〕

【指摘事項】

市英語検定料補助金交付申請書兼実績報告書の収受事務を確認したところ、全152件のうち5件の申請において、同補助金交付要綱の規定及びその委任を受けた各中学校の校長の通知により申請時に提出することとされている受験票の写し又は一次試験の結果ではなく『英検準会場専用申込み確認票』と題する書面が添付され、これをもって申請手続とされて補助金が交付されていたことが明らかとなった。

【措置の状況】

「英検準会場専用申込み確認票」の添付を以て補助金を交付した原因は、補助金交付申請書類の審査時に、市担当者が学校の担当教員に聞き取り調査を行い、受験事実を確認できる書類と判断したことによるものです。しかしながら、その調査内容や審査記録

を残しておらず、今回の添付書類の取扱いを決裁文書に明記しておく必要がありましたが、課員も明記されていないことに気づかず決裁を行っていました。

このため、調査内容や取扱い等を明記して再度決裁を行いました。

今後は、補助金交付事務全般において、課全職員に対し補助金交付要綱に則した事務執行を実施するよう周知徹底を図るとともに、主務者及び副主務者による申請書類の慎重な確認や係内での複数人のチェックを行うこととし、その旨をリスクチェックシートに記載して再発防止に努めることとしました。

14 委託契約における事前承認を受けていない業務の再委託について〔中央図書館〕

【指摘事項】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に下請負や再委託をすることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、本市の書面による承認、再受託者との契約書の写しの提出などを契約書に明記してその手続を確実に行うこととされている。

しかし、中央図書館空調設備保守点検業務委託契約について受託業者が提出した点検報告書を確認したところ、書面による本市の承認手続等を経ることなく業務の一部である冷却水水質検査が再委託されていた。

このように、委託業務が市の事前承認を得ることなく再委託されることにより、例えば契約の履行が一括して再委託されたり、業務履行能力のない相手方に再委託されたり、入札又は見積執行において競争相手だった者に再委託されたりするなど、契約の公正さや公平性に関わる不適切な事案が発生するおそれがあった。

【措置の状況】

事前承認を受けていない業務の再委託があった原因は、契約書で再委託禁止条項を設けているため、業者がこれを遵守していると認識してしまい、再委託について受託者が理解したかの確認を怠っていたなど、職員の契約事務手続の確認不足にありました。そのため、再委託の原則禁止、再委託が認められる場合の手続など、改めて契約時に双方で再委託の有無の確認、検収時の報告書等の確認を含め、課内の契約事務に関わるすべての職員に周知し再確認させました。

このため、受託業者に原則再委託の禁止と事前申請が必要であることを説明するとともに、また、今回の再委託について受託者から再委託承認申請書を受領し、承認する旨

の通知を行いました。

また、再発防止策として、事前に受託業者に再委託の有無と、各報告書の作成者が受託者であることの確認を徹底することとし、併せて、リスクチェックシートに新たに「委託業務の再委託」のチェック項目・対策を追加しました。

15 不完全な業務報告書に基づく検収済報告書の作成について〔中央図書館〕

【指摘事項】

市契約規則第40条第3項の規定によれば、検収員は、検査をしたときは検収済報告書を作成し、市長に提出しなければならないこととされており、委託業務における成果物の検査についても、契約書及び仕様書その他の関係書類に基づき検査をすることが求められている。

しかし、中央図書館空調設備保守点検業務委託契約において、委託業務自体は仕様書どおりに実施されていたものの、市が受託業者から受領した保守点検業務報告書に誤りがあり、仕様書上実施することとされている凝縮器及び吸収器チューブ清浄が実施されたことが記載されておらず、また、仕様書上4回実施することとされている冷却水水質検査の記録が2回分しか示されていない状態であったが、これを受領した検収員は、「保守点検業務報告書等により確認」できたことを基に検収済報告書を作成していた。

委託業務については履行状況を点検し適切な検収を実施する必要があるが、これを怠っていたことにより、受託者が仕様書に定められた業務を履行していなかったとしても、所管課はそれに気付かずに委託料を支払ってしまうおそれがあった。

【措置の状況】

委託業務について履行状況を点検し適切な検収を行わなかった原因は、検収時において、実際の業務実施時に立ち会った、また、口頭で結果の報告を受けたことで、報告書に誤りがないと誤認し、契約書の仕様書に基づく業務内容と、報告書の書面を精査していなかったためであります。

このため、一部記載漏れのあった保守点検業務報告書について、誤りを正した報告書の提出を受けました。

再発防止のため、仕様書に記載の点検項目をチェック表にして、これを報告書と突合し、突合結果を報告書に添付することとしました。

また、契約事務に関わる全ての職員に対し、契約事務の研修を行うとともに、検収の重要性とチェック体制の強化について周知しました。ほかに、リスクチェックシートの

「不十分な検収」のチェック項目・対策に、チェック表による報告書との突合の実施を追記しました。